

リスク管理の状況など

■ リスク管理の体制

金融の自由化、国際化、証券化の進展に伴い、金融機関の管理すべきリスクが急速に増大しているなか、自己責任原則のもと、経営の健全性を確保していくため、「リスク管理の基本方針」「リスク管理基本規程」を制定し、主なリスクに対しては次のような把握を行い、そのリスク回避に万全を期するよう努力しています。また、当金庫ではリスク管理の強化を経営の重点課題と位置づけ、ALM委員会・ALM会議で各種リスクを総合的に管理し、経営全般にわたりリスクをコントロールする体制を構築しています。

1. 信用リスク管理

信用リスクとは、企業や個人のお客さまへの貸出が回収不能、または利息が取立不能になるリスクのことです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため貸出審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制をとっています。審査部門では営業店に対して基本的な融資姿勢の徹底を図り、特定の業種やお客さまに偏ることのないように指導を行っています。さらに、格付制度の活用や大口案件に対する常務会の審議により、リスク管理機能の強化を図っています。

また、研修面ではOJT(職場内教育)、集合研修、通信教育などを実施し、審査レベルの向上に取り組んでいます。

2. 事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことです。

当金庫では、事務処理にかかる内部事務規程を整備し、正確な事務処理を通じて、お客さまに信頼していただけるよう努めています。

また、事務リスク管理については、内部事務規程に基づき監査部が営業店に対し定期的に臨店検査・指導を実施する一方、営業店にも部門内検査の定期的な実施を義務付けるなど、内部牽制の強化により事故の未然防止に向け万全の体制をとっています。

3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により通常の取引が不能となることで損失を被ったり、風評等で資金繰りに支障をきたすリスクのことです。

当金庫では、個々の取引先の信用状況や市場流動性の状況を適切に把握するとともに、即日資金化できる資産を一定額確保しています。また、必要に応じてALM委員会・ALM会議に報告し、その対応策を検討することとしています。

4. 市場リスク管理

資産(貸出金・有価証券など)・負債(預金など)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動をもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などの市場リスク、および流動性リスクなどの管理の重要性が一段と高まっています。こうしたなかで、当金庫は金利設定委員会・ALM委員会などを設け、ALM管理手法により、常にリスクの状況を把握しながら、これらリスクの変動に機動的に対応できる体制の強化・充実に努めています。

5. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動、システムの不備、コンピュータが不正に使用されることなどにより損失を被るリスクのことです。

当金庫は、平成17年5月より信金大阪共同事務センター事業組合に加盟いたしました。同センターは、コンピュータ・口座元帳のファイル・通信回線などの二重化および神奈川県厚木市へのバックアップセンターの設置等、災害発生等のオンラインシステム確保にも万全を期しています。

● ALM

ALM(=Asset Liability Management)とは、資産・負債の総合管理と呼ばれるもので、経済・金融環境の変化に伴い発生する諸リスクを回避しながら、資金調達コストの削減および収益の極大化を図ることを目的に、資産・負債を総合的に管理するものです。リスク管理に重点を置き、主に金利や為替の変動リスクに対して一元的に管理を行い、より高い収益を安定的に確保するため、さまざまな手法により収益管理を行います。

■ 法令等遵守(コンプライアンス)の体制

当金庫では、地域金融機関として地域の皆さまからの信頼をゆるぎないものとするため、「コンプライアンス基本方針」「コンプライアンス行動規範」を制定し、コンプライアンスの具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を役職員へ配付するとともに、コンプライアンスの具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定しています。また、組織面では、経営企画部をコンプライアンス統括部署とし、各部室店に責任者・担当者を配置、責任者の会である「法令等遵守連絡会」を開催するなど、より一層コンプライアンスを重視する企業風土の醸成を図っています。

個人情報保護への取組みについて

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めています。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めています。

詳しい内容につきましては、当金庫ホームページに掲載しています。

また、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、営業店窓口または下記までご連絡ください。

個人情報に関する
ご相談窓口

愛媛信用金庫 営業統括部 お客さま相談室

住所：愛媛県松山市二番町4丁目2番地11 電話番号：089-946-1203

金融犯罪防止への取組みについて ~お客さまに安心してご利用いただくために~

偽造キャッシュカード犯罪への対策について

当金庫では、最近多発している偽造キャッシュカード犯罪への対策として次のような項目を実施しています。

	項 目	実 施 状 況
被害の発生を防止するための対策	防犯カメラ・ビデオの設置	全ATMコーナーに設置しています。また、警察当局への情報提供を可能とするために、ビデオテープを一定期間保管しています。
	つい立の設置	覗き見できない構造のATMコーナーを除く全ATMに設置しています。
	覗き見防止用フィルターの設置	共同ブースおよびATM複数台店舗の全ATMに設置しています。
	後方確認用ミラーの設置	全ATMコーナーに設置しています。
	ATMでの暗証番号変更の手続	全ATMに暗証番号変更機能を搭載しています。また、類推されやすい暗証番号（生年月日、電話番号、連続する番号等）を設定しているお客さまに対して、ホームページ等で注意を呼びかけ、暗証番号の変更をお勧めしています。なお、現在は新規・変更ともに類推されやすい暗証番号の受付を行っておりません。
	ご利用明細票出力の選択	ATMご利用明細票の出力をお客さまによる選択方式としています。また、口座番号等の情報漏えい防止等の観点から、ATMコーナーのごみ箱を廃止しました。
	ICキャッシュカードの導入	現在、導入に向けて準備中です。
被害を極小化するための対策	1日あたりの限度額の設定	個人、法人ともATMでの1日1口座あたりのお引き出し金額を200万円に制限しています。また、お客さまからのお届けにより、口座単位でご希望に応じた支払限度額（最高200万円）および支払限度回数を設定いただけます。
	異常取引の早期発見	日々のATM障害、カード紛失や大口引き出し等の情報を管理し、異常な取引やトラブルの早期発見に努めています。
	偽造キャッシュカードによる被害を担保した補償保険への加入	すべてのキャッシュカードについて、保険に加入しています。（カードの種類、被害時の状況等に応じて補償範囲が異なります。）

（平成18年6月末日現在）



振り込め詐欺への対応について

振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺の総称です。最近では手口も多様化、悪質化しています。

当金庫では、これらの詐欺による被害の未然防止に努めています。振り込みや定期預金の解約等で来店されたお客さまが過度に動揺されていたり、不審と思われる様子をいち早く察知し、事情をお伺いして適切なアドバイスをするよう心掛けています。

喜田村支店では、悪質なリフォーム詐欺（リフォームの必要がないにもかかわらず、消費者の不安をあおり高額なリフォーム契約を結ばせる手口）の被害を未然に防ぐことができました。また、その際の情報を警察へ提供したことがきっかけで犯人が逮捕され、今治警察署から感謝状をいただきました。

